

学会認定・自己血輸血看護師認定試験および 自己血輸血責任医師に関する Q&A

2014年5月15日

2015年7月15日(改訂)

学会認定・自己血輸血看護師 認定試験の申請

Q1:

当院には該当の医師がいません。今回の看護師制度の申請にあたり、当科部長が日本自己血輸血学会へ入会すると言っていたいておりますが、申請に合わせての急な入会だけでいいのでしょうか。他の申請条件はいずれも満たしており、自己血輸血担当医師の条件のみが満たしていません。今回受験申請し、ぜひ教育を受けたいと思っています。

A1:

申請時には「自己血輸血担当医師」として日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であることが必要です。したがって、担当の先生(自己血輸血の指導・管理を行っていることが必要)が入会されれば質問をされた方にも受験資格があります。

以前は「自己血輸血責任医師」を使用していましたが、「学会認定・自己血輸血責任医師制度」が始まったため、混同を避けるために、「自己血輸血担当医師」としました。

「自己血輸血担当医師」が「学会認定・自己血輸血責任医師」になるためには、別に掲載している「[自己血輸血責任医師申請時の施設基準\(厚労省疑義解釈と協議会規定の施設基準\)](#)」および「[自己血輸血責任医師の申請資格, 申請方法](#)」に記載されている学会認定・自己血輸血責任医師の施設条件と申請資格条件を満たすことが必要です。

Q2:

申請資格に「日本自己血輸血学会教育セミナーあるいは学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会指定セミナーを受講し、受講証明書を保有していること。」とありますが、申請後に教育セミナーを受講してもいいでしょうか。

A2:

申請前の受稿証明書の取得が受験申請の必要条件です。ところが、第13回認定試験以降は受験者の門戸を広げるために、セミナー受講証明書の取得は認定試験後でも可としています。ただし、受稿証明書提出までは仮登録とし、認定証は発行しませんので、早期にセミナーを受講されることをお勧めします。

Q3 :

申請資格として「日本自己血輸血学会 貯血式自己血輸血実施指針(2014)を遵守していること。」と書かれていますがどういう意味でしょうか？

A3 :

貯血式自己血輸血を行う際には、学会認定・自己血輸血責任医師(または自己血輸血担当医師)および自己血輸血看護師が共同で管理し、その適正化を図ることが必要です。

自己血採血の実態調査から、過剰にエラスター針を使用する場合や、反対側の手で点滴確保しながら自己血採血するような種々の variation が見られます。日本自己血輸血学会の実実施指針は、赤十字血液センターでの献血採血と同じ方法で行うべきであるという考えから作られました。日本自己血輸血学会の理事会および法議員会(社員総会)でも承認されています。指針を遵守することがのぞましいと考えています。

Q4 :

准看護師でも受験資格はありますか？

A4 :

受験申請資格は看護師のみです。

自己血輸血看護師は、認定取得後に、自己血輸血のみならず臨床輸血全体に関して、他の看護師に対して指導する立場であることが望ましいからです。

Q5 :

赤十字血液センターの看護師ですが、受験申請できるでしょうか？

A5

赤十字血液センターの看護師の方でも、申請基準(臨床経験2年以上、自己血輸血業務経験1年以上、自己血輸血実施症例30例以上)を満たしていれば申請できます。

自己血輸血業務経験および自己血輸血実施症例は以下の組み合わせでよいとしています。すなわち、自己血採血計画の立案、自己血採血実施、採血時の看護、回収式や希釈式の実施や看護、自己血の返血実施、赤十字血液センター看護師として自己血採血の指導などの組み合わせで、経験が1年以上、症例数が30例以上あれば申請可能です。

学会認定・自己血輸血責任医師の申請

Q1：

平成 26 年 4 月に新設されました「貯血式自己血輸血管理体制加算」の申請に当たりまして、その施設基準の中に「自己血輸血に関する常勤責任医師の氏名を記載すること、およびその認定証の写しを添付すること」となっていますが、認定証とは御学会が発行されております「学会認定・自己血輸血責任医師認定証」のみを指すものでしょうか？

A1

ご質問の認定証は、日本自己血輸血学会と日本輸血・細胞治療学会が共同で設立した学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している「学会認定・自己血輸血責任医師認定証」に相違ありません（別に掲載している「[自己血輸血責任医師申請時の施設基準（厚労省疑義解釈と協議会規定の施設基準）](#)」の平成 26 年 11 月 5 日厚労省発出・疑義解釈資料を参照ください）。

Q2：

もし、御学会（**筆者注：学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会**）が発行されている認定証を取得しようとする、重要な注意事項として「学会認定・自己血輸血看護師」が施設に在職していない場合は認定できないこととなっておりますが、それで間違いないでしょうか？

A2

上記質問 1 に対する回答（A1）および別に掲載している「[自己血輸血看護師不在施設での自己血輸血責任医師申請手順](#)」を参照ください。

学会認定・自己血輸血責任医師認定証取得のためには、看護師制度学会認定・自己血輸血看護師の存在が必須となります。

Q3：

私は以前から自己血輸血担当医師として自己血輸血を管理していました。当施設には学会認定・自己血輸血看護師はいませんが、責任医師の申請はできないのでしょうか？

A3

前項の Q2・A2 を参照ください。

自己血輸血の管理には採血・保管・返血すべての段階での管理体制構築が必要です。医師が自己血採血を行っている場合でも、採血時の看護師の介助と看護そして返血時の看護師介助が必要です。実際に、日本輸血・細胞治療学会の調査でも、看護師不在の場合の血管迷走神経反応（VVR）の頻度が高かったと報告されています。したがって、医師と看護師の協調体制が必須です。

Q4:

看護師認定試験の際に、自己血輸血責任医師（**筆者注：自己血輸血担当医師**）の登録をしました。学会認定・自己血輸血責任医師と違うのか？

A4

自己血輸血担当医師の必要条件：

- 自己血輸血の管理・指導を行っていること
- 日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であること

学会認定・自己血輸血責任医師の必要条件（一部省略）：

別に掲載している「[自己血輸血責任医師の申請資格，申請方法](#)」を参照ください。

- 日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であること
- 日本自己血輸血学会 貯血式自己血輸血実施指針（2014）を遵守していること
- 自己血輸血の適応を決定していること。
- 自己血採血日の患者の全身状態チェックと採血の可否を決定していること
- 貯血式自己血輸血に関する全般的な事項を管理していること。
- 教育セミナーまたは協議会指定セミナーあるいは日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会に1回以上参加し，受講証明書あるいは（学術）総会参加証のいずれかを1部以上保有すること

Q5:

今回の制度は日本自己血輸血学会だけを利することにならないのか？

A5

前述したように、「学会認定・自己血輸血責任医師認定証」は、日本自己血輸血学会と日本輸血・細胞治療学会が共同で設立した学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行しています。また、必要条件の中の会員規定でも日本自己血輸血学会または日本輸血・細胞治療学会の会員であればいいとしています。更には学術総会参加規定でも、日本自己血輸血学会学術総会または日本輸血・細胞治療学会総会に1回以上参加すればいいとしています。

そもそも、本制度は二つの学会を利するために制定されたものではありません。適正な自己血輸血の推進を通して適正な輸血療法に寄与する目的であることを強調したいと思います。